

コロナ感染症の5類移行後の対応について

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが、令和5年5月8日から2類相当から5類感染症になります。これに伴い、当倶楽部では換気等の感染対策を講じたうえで、対応方を次のとおり変更いたします。

1. マスクの着用について

来場者のほか従業員も含めて個人の判断に委ねます。

2. 設置していたものの撤去

検温器・消毒液・仕切り（アクリル板やビニールシート）・
トング使用時の使い捨て手袋

3. 設置する（コロナ前に戻す）もの

洗面所のうがい薬・紙コップ・歯ブラシ

4. その他

レストランや喫茶コーナーのテーブルを元の配置（1テーブルに4人掛け）に戻します。

※手洗い等の手指衛生、「三つの密」の回避は感染防止対策として有効ですので引き続きご協力をお願いいたします。

飛鳥カンツリー倶楽部